

**【別表3】 中山間総合対策支援事業(農作業受委託促進事業) 内容**

事業項目	事業実施主体	事業内容	具体的事業内容 (補助対象等)	補助率
農作業受委託促進事業	市町が設置する農業サポートセンター	アグリサポーターがサポートセンターの依頼により実施する条件不利農地の農作業に対して助成を行う。	助成の対象は、耕起・整地、田植、収穫・脱穀および畦畔草刈の機械による農作業、または上記作業に圃場管理を加えた全ての農作業の実施とする。 なお、助成単価等については別表3-2のとおりとする。	定額

- (1) 助成の対象は、農作物を栽培するために必要な作業とする。また、1筆当たり20a未満の圃場で実施した作業とする。
- (2) アグリサポーターは、サポートセンターにおいて登録された農業者、営農集団、認定新規就農者、農業法人、農業協同組合、市町が出資する法人、地域住民、ボランティア等とする。
- (3) 対象農地は以下のとおりとする。
- ア 簡易に撤去できない畦畔等に囲まれた圃場を一筆とし、一筆当たりの面積は畦畔等を含まない田本地面積とする。
  - イ 一筆当たりの面積は原則として実測により算定するものとする。ただし、現地確認により、農地基本台帳等の公的に認められた面積と相違ないと市町が判断した場合は、その面積とすることができるものとする。

ウ 1筆当たりの単位はアールとし、小数点第2位以下を切り捨てる。

エ 農作業を委託する農業者が、受託農家に所有権、利用権、使用貸借権等農地の権利を移転した農地は助成の対象としない。

**【別表3-2】 農作業受委託促進事業 助成単価**

作業内容	助成単価 (10a 当たり)	要件等
機械作業の実施 ①耕起・整地 ②田植・播種 ③収穫・脱穀 ④畦畔草刈	2,000 円以内 1,000 円以内 2,000 円以内 1,500 円以内	1 左記作業内容①～④を単独または複数実施した場合に助成の対象とする。 2 畦畔草刈りは1回当たりの助成額とし、同一圃場での回数の上限は4回（稲以外は原則2回）とする。
全ての作業の実施	10,000 円以内	1 水稻栽培作業に限る。 2 機械3作業に加えて畦畔の草刈り、水管理等圃場の管理を全て実施した場合に助成の対象とする。
不作付地の再生	20,000 円以内	1 前年度不作付地にそばを全作業実施した場合に限る。 2 機械3作業に加えて畦畔草刈り等の圃場の管理をすべて実施した場合に助成の対象とする。